

富田林市立小金台小学校 PTA実行委員会細則

【第1章名称】

第1条本会は、富田林市立小金台小学校PTA実行委員会と称し、事務所を同校内におく。

【第2章目的及び活動】

第2条本会は、学年委員会、その他委員会での決定事項、活動報告、懇談会についての報告のほか、会長が招集する必要があると認めた懸案事項について議決することを目的とする。また、緊急時の案件については、実行委員会をもって総会に代行することができる。ただし、決定事項については、次期総会で承認を求めなければならない。

【第3章実行委員会】

第3条本会は、原則、年2回開催することとする。

第4条本会は、本部役員、学年委員会代表、特別委員会代表、校長、教頭、PTA担当教諭1名で会議を開催する。

第5条実行委員会は、前条第1項に規定する委員2分の1以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。

【第4章委員総会及び集会】

第6条委員総会及び集会は、必要或る時は会長が招集し、臨時に開催することができる。

【第5章免除申請期間】

第7条免除申請期間（以下「免除期間」という。）を次のとおりとする。

本部役員・・・連続して2年を務めたものは、その後の兄弟姉妹についても永久免除とする。

学年委員会の代表・・・4年間

学年委員会の副代表・・・3年間

学年委員・・・2年間

【第6章補則】

第8条本細則は、実行委員会で3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

附則 本細則は、平成17年5月14日から、実施する。
本細則は、平成27年4月1日から、実施する。
本細則は、平成29年12月1日から、実施する。
本細則は、令和3年4月1日から、実施する。
本細則は、令和4年4月1日から、実施する。
本細則は、令和6年5月15日から、実施する。